

第2節 金融監督者間の2国間連携強化

I 金融監督当局との連携の概要

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局との連携を強化していくことが極めて重要であり、個別案件ごとに連絡を取り合っている他、定期的に金融監督当局との協議を行い、金融市場の動向等について意見交換を実施している。また、海外の証券規制当局との間で株価操作等の不正取引に関する情報を相互に提供するための情報交換枠組みの設定を通じた連携の強化にも積極的に取り組んでおり、昨年12月にはシンガポール通貨監督庁(MAS)と、本年5月には米国証券取引委員会(SEC)及び商品先物取引委員会(CFTC)との間で係る枠組みの設定を行った。

(最近の主な金融協議等)

2001年11月 米財務省、FRB(米連邦準備制度理事会)、OCC(米通貨監督庁)、SEC(米証券取引委員会)、FDIC(米連邦預金保険公社)との協議(ワシントン)

2002年2月 韓国金融監督委員会との協議(ソウル)

2002年5月 欧州委員会との協議(東京)

II 人材交流

金融庁は、金融ビジネスの変化のスピードに対応できる人材の育成及び海外当局との連携強化の観点から、主要な外国の金融当局との人材交流を定期的に行っている。具体的には2001年7月から2002年1月の間、スイス連邦銀行委員会より客員研究員として1名受入れを行ったほか、2001年6月から約1年間米国財務省通貨監督庁(OCC)へ職員1名を派遣した。